武器考證

三

和書門 類
二七九一〇 號
八七 函
一四 架
二三 冊

内閣文庫
和書 類
二七九一〇 號
二三 冊
一五四 函
一 架

内閣文庫		
番號	和 27910	
冊數	23 (	5)
函號	154	5

国立公文書館
National Archives of Japan

武器考證卷三

書目

續日本紀

平家物語

義經記

鎌倉年中行事

鎌田草子

志田草子

南朝紀傳

日本政府圖書

明治十二年内務省交付

徒然草
建武二年記

續日本紀抜書　菅野真道藤原継縄等撰
自大宝元年至延暦十一年

文武天皇紀　大寶（慶雲）三年春正月丙子朔

的禄大射的繪三院

中略　壬辰定大射禄法親王二品諸王臣二位一箭中外院布二十五端（内院三十端）三品四品三位一箭中外院布十五端中院二十端内院二十五端四位一箭中外院布六端中院十二端内院十六端其中皮者一箭同布一端着外中内院及皮重中者倍之六位七位一箭中外院布三端中院四端内院五端中皮者一箭布半端着外中内及皮重中者如上但勲位者不着朝服立其當位次

（朱）布二十端中院
（朱）布十端中院十五端内院二十五端五位一箭中外院
（朱）四端中院六端内院八端八位初位一箭中外院布

明治十三年購求

○院トハ的ノ繪ノ黒キ輪ヲ云也外ノ黒キハ外院ト云中ノ黒ヲ中院ト云内ノ黒ヲ内院ト云皮トハ的ヲ掛タル皮ニテ的ヨリ外ヲ云也的ノメクリヲ云ナルヘシ院ノ字玉篇云胡官切周垣也云々周垣トハカキヲメグラストヨム的ノ黒ノ輪ハ垣ヲメクラシタル如クナル故院ト云也古代ハ外ノ黒内ノ黒ニ中ルニ依テ禄ノ多少ノ差別アリ夫ユヘ三重ニ黒輪ヲ画タル也後世ニハ禄ノ差別モナシ三重ノ黒輪ハ唯空輪トナレリ

神馬

同紀 大宝二年三月乙巳飛驒國獻神馬大赦天下○慶雲元年五月甲午備前國獻神馬國司守正五位下猪名真人石前進位一階○天平三年十二月丙子甲斐國獻神馬黒身白髪尾乙未詔曰朕君臨九州字養万姓日昃忘膳夜寐失席粤得治部卿四位上門部王等奏偁甲斐國守外従五位下田邊史廣足等所進神馬黒身白髪尾謹撿符瑞圖曰神馬河之精也援神契曰徳至山陵則出神馬実合大瑞者斯則宗廟所輸社稷所貺朕以不徳何堪獨受天下共悦理允恒典

宜大赦天下賑給孝子順孫高年鰥寡惸獨不能自存
者其獲馬人進位三階免甲斐國今年庸及出馬郡庸
調其國司史生以上並獲瑞人賜物有差○同十年信
濃國献神馬黒身白髪尾○同十一年三月對馬嶋目
正八位上養侍馬飼連乙麿所得神馬青身白髪尾謹
撿符瑞圖青馬白髪尾者神馬也聖人為政資服有制
則神馬出云々其進馬人賜爵五級並物免出馬郡今
年庸調自余郡庸國史生眔各賜物○神護景雲二年七
月十一日日向宮﨑郡人大伴人益献青馬白髪尾神
馬也免肥後日向両國今年庸但瑞出郡者特免調庸

走馬 文武紀 大寶元年五月丁丑令郡臣五位以上出
走馬天皇臨観焉

馬印 文武紀 慶雲四年三月甲子給鐵印于摂津伊勢
等于三國使印牧駒犢

幡幢建仗始 文武紀 大宝元年正月乙亥朔天皇御
大極殿受朝其儀於正門樹烏形幢左日像青龍朱雀
幡右月像玄武白虎幡蕃夷使者陳列左右文物之儀
於是備焉

軍團

文武紀　慶雲元年六月丁巳勅諸國兵士團別分爲十番毎番十日教習武藝必使齊整令條以外不得雜使其有關須守者隨便斟酌令足守備○同年同月己未令諸國勲七等以下身無官位者聽直軍團續勞上經三年折當而考滿之年送式部選同散位之例其身材強幹須堪時務者國司商量充使之年限考第一准所任之例

節刀軍令

元明紀　和銅二年三月壬戌陸奥越後二國蝦夷野心難馴屢害良民於是遣使徵發遠江駿河甲斐信濃上野越前越中等國以左大辨正四位下巨勢朝臣麿爲陸奥鎮東將軍民部大輔正五位下佐伯宿祢石湯爲征越後蝦夷將軍內藏頭從五位下紀朝臣諸人爲副軍出自兩道征伐因授節刀并軍令

講武

同紀　和銅四年八月甲戌詔曰凡衛士者非常之設不虞之備必須勇健應堪爲兵而悉皆尫弱亦不習武藝徒有其名而不能爲益若臨大事何堪機要傳不云乎不教人戰是謂棄之自今以後專委長官簡點勇敢便武之人毎年代易焉

鎧作 元正紀 養老六年。畧 紀伊國鎧作名床

騎射 聖武紀 神龜元年四月癸卯教坂東九國軍三万人教習騎射試練軍陳

錺馬 騎射 同紀 神龜四年五月丙子天皇御南野榭觀錺騎、射

角弓 射甲箭 平射箭 同紀 天平七年。畧 入唐留學生從八位下上道朝臣真備絃纒漆角弓一張馬上飲水漆角弓一張露面漆四節角弓一張射甲箭廿隻平射箭十隻奉天皇

。赤地者以黄黄地者以朱

騎射 走馬 同紀 天平十五年五月庚辰天皇御南苑觀騎射走馬

鞆張 孝謙紀 天平勝寶四年二月。畧 甲作弓作矢作桙削鞍作鞆張

甲作 弓作矢作桙作 右ニ見タリ

綿襖冑 廢帝紀 天平宝字六年正月丁未造東海西海等道節度使料綿襖冑二万二百五十具於大宰府其製一如唐國之新様仍象五行之色皆畫甲板之形碧地者以朱。白地者以黑、黑地者以白毎四千五十具成

一行之色 ○綿甲冑又下ニ記ス此処ニ漏セリ

諸葛亮八陣｜孫子九地｜結営向背 同紀 天平宝字四年十一月丙申遣授刀舎人春日部三関中衛舎人土師宿祢関成等六人於太宰府就大弐吉備朝臣真備令習諸葛亮八陣孫子九地及結営向背

五行陣｜造兵器 同紀 天平宝字五年十一月丁酉正五位下吉備朝臣真備為西海道節度使従五位下丹治真人土作佐伯宿祢美濃麻呂為副判官四人録事四人筑前筑後肥後豊前豊後日向大隅薩摩等八国検定船一百二十一隻兵士一万二千五百人子弟六十二人水手四千九百二十人皆免三年田租悉赴弓馬兼調習五行之陣其所遣兵士者便役造兵器

装馬 光仁紀 宝亀七年正月庚寅朔是日始列諸王装馬無蓋者於諸臣有蓋之下○同八年五月丁巳天皇御重閣門観騎射召渤海使史都蒙等亦会射場令五位以上進装馬及走馬

走馬｜射騎 右ニ見タリ

革甲｜鐵甲 同紀 宝亀十一年八月庚戌勅今聞諸国

甲稍經年序悉皆多不中用三年一度立例修理隨破
極費功役今革之爲甲牢固裹軀輕便中箭難貫討其
功程殊亦易成自今以後諸國所造年料甲冑皆宜用
革即依前例每年進様但前造鐵甲不可徒爛每經三
年依舊修之

節刀

桓武紀 延暦七年十二月庚辰征東大將軍紀朝
臣古佐美辭見詔召昇殿上賜節刀因賜勅書曰夫擇
日拜將良由綸言推轂分閫專任將軍如聞承前別將
等不慎軍令逗闕猶多尋其所由方在軽法宜副將軍
有犯死罪禁身奏上軍監以下依法斬決坂東安危在
此一擧將軍宜勉之因賜御被二領采帛三十疋綿三
百屯

綿甲冑

廢帝紀 天平寶字六年二月乙卯造綿甲冑一
千領以貯鎮國衛府 ○綿襖甲冑前ニ見

革甲

桓武紀 延暦九年閏三月庚午勅爲征蝦夷仰諸
國令造革甲二千領東海道駿河以東東山道信濃以
東國別有數限三箇年並令造訖

鐵冑

同紀 延暦九年夏四月辛丑仰太宰府令造鐵冑

二十九百餘枚

鐵甲 同紀 延暦十年六月己亥鐵甲三千領仰下諸國依新様修理國別有數

馬司 吉備都彦之苗裔牟射志（ムサシ）以能養馬上宮太子被任馬司

健兒 聖武紀 天平十年五月庚午停諸國健兒○廢帝紀 天平宝字六年二月辛酉簡點伊勢近江美濃越前等四國郡司子弟及百姓年四十以下二十以上練習弓馬者以爲健兒

平家物語抜書 信濃前司行長作 後鳥羽院時代

鞘巻 巻一殿上闇討の条に忠盛大なるさやまきを用意して束帯の下にしどけなげにさしたりし〔火のほのくらき方にむかつてやはら此刀を抜出し鬢にひきあてられけるが氷なとのやうにみえけり〕○忠盛の鞘は云々

下腹巻 **萌黄威** **弦袋** ウスアヲノ指衣 同条に左兵衛尉家貞〔貞〕と云ものありけり薄〔薄〕青の狩衣の下に萌黄威の腹巻〔を着〕弦袋つけたる太刀脇ばさんで殿上の小庭に畏てぞ候ける

白柄長刀 **黒漆太刀** **黒糸威** **萌黄威** 巻一願

打論の条に観音坊と五郎盛の懐巻に白柄の
長刀くさり鎧にとき、勢至坊ハ弟盛の鎧きて
三つの太刀あかく二人つとむしけ出延暦寺の額を
切くだし ○白柄長刀下二七ニ五タリ

混甲 巻一殿下乗あひの条に六波羅の兵混甲
三百余騎待かけり ○巻三行隆の沙汰の条に
源大夫判官季貞混甲三百余騎河原坂の宿へ
おしよせ

射向袖 巻一鵜川合戦の条に平師ハ秋風を

射向の袖に引るゝ十寸雲井を見ては、あつまの甲の
星をかゝやかし

小桜を黄に返したる鎧 **きちんの直垂** **赤銅作太刀**

白羽矢 **重藤弓** **甲をハ三日ゆひ付** 巻一殿上闇討
の条に大なるまへ使者をさしてハ送りつかはせ
ありとの文ハ渡辺の丁七唱かけ関十となり
赤白のはかまきちんの直垂に小桜を黄に
返したる鎧きて赤銅作りの太刀をはき
いかるしやの矢おひ重藤の弓帯きて甲をハ

ぬいどう二つ紋ちらけ

墨染威　大荒目ニハ白糸すそかけ護　草摺白柄長刀　巻二

夜叉流の末ニ西塔の住侶かいしやう坊といふ者あり

けいしより悪僧ありけり七尺ばかりありけるが黒

革威しの護の大荒目に白糸すそをかけたるを着

かぶりかけし甲をぬいで其ひもをかけて白柄

の大刀杖につき二三本さして華もさし華

よみて房をかけてゐたるにこそありけれ

子孫なり　入道のことなり

下同余入れ校合たる
うちふるあげしたる今
衣のこしふたつまで白手
大口ふくらにひもかけ
柄のかたくつけて

甲冑かざり　巻二　教訓の条ニ太政大臣のかみにける

人の甲冑をよろひて礼義をそむくなれば能衛

仏出世のはじめより大三世諸仏解脱同相の法衣を

ぬぎすてて忽ちに甲冑をよろひて弓箭を帯しまし

まさんと内にはたちまち破戒いむさんの罪をまぬかれのこる

す仁義礼智の法にもそむきなんずや

神馬ニまいらす　巻三　中宮御産の条ニ内裏より寮乃

御馬十二まいらせて数十文こもとなり

産所　同条ニ御産平安のことかしこくも皇子にてぞ

よろしうまゐて中宮へ　小松の大臣はあへて中宮の御方へまいりて

さるにても金銭九十九文皇子の御枕におかれてさて天をもつて

父とし地をもつて母とさだめ給へ御命は方士東

方朔か命をたもち御心には天照大神入かはらせ給へとて

桑の弓蓬の矢にて天地四方を射させらる

桑弓　蓬矢

無文太刀　**少將**鴈

巻三無文の沙汰の事にあまり小将維盛

よりは此無文の太刀は重盛の詞なり思はねて無文

ら太刀を…これは当家に伝はる小烏と

いふ太刀中にも蛛丸にかすかれに…大臣葬

の時用る無文の太刀なり

移馬

巻三法皇被流の事に上皇厳島へ御幸の御門

出ありて入道相国の北の方二位殿の宿所八条大宮御華

あかりて夜中ありていつくしまの御神前にまゐらせ給ふ度ことにから

の白車にのり馬かしこまりさせらる

着長　**緋縅鎧**　**星白甲**　**甲緒**　**桐文鏡衣**　**菊閉**

巻四

競か事の条に桐紋の鏡衣のさしにたちならへしなる

よき代のきこえある緋縅の鎧きて星白甲の緒しめ

また色の○右競か事にいつも菊閉は長緒にて千鳥を染

のこかゝりし作物衣にも菊閉ありて給ひし

下腹巻 前黄白 大打刀 白柄長刀 指し出て大衣おとろへ

ぬきにて当世出の阿弥陀菩薩衣の中に白しの

状出して見ゆ大なる打刀まつかれたりしかし白柄の長

刀はよりきき

科華盛 巻曰橋の銭の上に見ゆる甲にいふ

此文末ニシルス

華盛又世に云華盛といふ

類貫 巻曰同条にて ぬきぬいて洗ふ橋の

桝をさしてきりたり

甲のてへん 巻曰同条にきこえたりとて吟けるにいたう

傾きて文対さすか 忠盛の おぼつかなう 馬武 前黄盛 火威 赤威

○巻曰宮御元服の條に宮は伊勢平氏の本の

紫馬に打乗て上首金持て流れ前黄火威

赤威いろいろの鎧の浮むに一つに染もしみ

まことにも紅葉の流れ吹ましりて龍田川の秋の

井関に出て見れもあはれにも二十四人中に火威

の鎧きたるは武士三人川ありかなれかりてうきし

きつとみ中にまじりしを紺糸とかゝる人なしにてかくそ

給ひける源氏武者とも皆火威のよろひきて御供のあり
かりしてあまりある党等いかに鍬形の侍大将思へ
後藤兵衛 日野十郎 乙部源七ともいふものなり

鋒矢（トガリヤ）

補 春にぬえの条 主上御感のあまりに獅子王といふ御剣を下されけり宇治の左大臣殿是を取次て頼政にたまはらん

ほろの風切といふ矢

矢 同ぬえの条に頼政たのみきつたる
郎等遠江の国住人猪の早太に母衣の風切はいだり
ける矢負せてたゞ一人ぞ具したりける

山鳥尾の矢

同条に我身は二重の狩衣に山鳥の尾
にてはいだる鋒矢二筋滋籐の弓にとりそへて南

殿の大床

殿の大床に伺候す頼政矢二つ手挟みけることは雅頼

[illegible]

卿その時はいまだ左少弁にておはしけるが変化のもの仕
らんものは頼政をぞえらばれんと撰まれたる也一の矢にて
変化のものを射損ずる程ならば二の矢には雅頼の弁のしや
頸の骨を射んとなり

滋籐弓

弓に見下有り○近世にぬえ滋籐といふもの
いふしきりあり

矢さけび

同条に十して[illegible]の時さけぶ事也
たゞしき矢目出たくん○ひとつ云矢さけ
びあり矢さけびとも矢二つをはなちて云也

蟇目當　矢立物條々にもとづく世の御調ともいふは何の事か
今まで二ツ三ツこれ仕ちかひある處大木なども無かりけるに
或る夜大雨のふりて竜して人の聲に二三百人聲して
二夕ふとめと見てありける者ハ天狗
のしわざにありとておそれける者夜百人の番をおき
毎夜かくれて見ておそるゝ射手ありけり
天狗のある所へ向ひ射ける時は竜よりも
すまじきといふ事ありとおもひける[illegible]
けるとぞ

路次ハ赤地の[illegible]にて連ぬる[illegible]金の[illegible]副将軍[illegible]鞍をおき[illegible]馬鞍[illegible]弓矢太刀[illegible]
全[illegible]坂東は大矢[illegible]十三束を[illegible]十五束[illegible]

靫かけ　櫃　箙　虎皮
矢立ハ菱川の筆にて[illegible]
[illegible]して靫[illegible]戸にいれて[illegible]

上總鞦
上總鞦かけ[illegible]
因果に忠清がかげの馬に[illegible]

腹巻鎧すゑ
矢ハ十三束に良[illegible]上[illegible]果に[illegible]中に
さかしに[illegible]水[illegible]あり[illegible]
しの靫に[illegible]

萌黄威　黒糸威
[illegible]古き見へず

黒塗の大太刀もつやうにして
[illegible]帽子甲に[illegible]白柄の大長刀

遠矢　巻六法住寺合戦の条に藤川源氏近とを
の射手射て川小河次に宮小か方に合を

矢立硯　上矢鏑　巻七木曾願書の条に覚明出
一筆出て象をよんしらいしの中より覚明出
箙より畳紙とり出して馬にのりておしてより中黒の雁
の羽かたき取出して小筆をたて紙とり出して小屋
にすゑにまゐらせて願書をかく井畔赤沢二年五月吉
源義仲敬白と書て我身の姫として十二騎の上矢の
鏑を抜出して願書にとりそへて大菩薩の宝殿にそ

號せられけり○そのゝち山の中をぬけていしいあれの
八まん宮へとぞつきにけり

箙　古本見えず○又同巻七の中に藤の条
下の兒ての数二万余騎を取かへして迎にまゐらせ向ひ
名所かようかうかへ打たさきにさるよりとも御作
てけり

鏡鞍　巻七木曾の藤の条に奥の衆衛が
木曾殿流鏑二疋を一疋は白月毛一疋はまてん
せんかし毛なり廻かりて洲馬に鏡鞍並て白
の中に神をとうたせけり

ハ矢の…を二度… 平… 全集… 巻…
みちて… 一馬… 入… …遠… 二ヶ…
全巻… 入… 二… 刀をや… 言…
全巻… 日本一の… 継て… 鞍の… おもしろく… 頸をき… 手束… よりあひ… 押しあけ… より…

全巻… 紐の… 鍬… 矢… 付…
巻八… 近江… 歌… 白旗… 旗… 先陣… 年久… 郎…

赤地錦直垂　巻七実盛最期の条に武蔵国の住
人斎藤別当実盛ハ赤地の錦の直垂
にもえぎをどしの鎧着て鍬形打たる甲の緒しめ
金作の太刀をはき切生の矢おひ重籐の弓
もちて連銭あし毛なる馬に金覆輪の鞍置
て乗りたりける　中略　実盛か事ハ古郷へハ
錦をきて帰れといふ事の候へハ
かしこの直垂を御免候へと申されハ大臣殿やさし
くも申したるものかなとて錦の直垂を御免

ありけるとぞ聞えし　○又同巻に実盛ハ申さいのなを
若き殿原にあらそひて先をかけんもおとなげなし又老
武者とてあなどられんも口惜かるべしと錦の直垂を着て候ハ

萌黄威
鍬形打甲
甲緒
金作太刀
切生矢
重籐弓
金覆輪鞍
連銭あし毛なる馬に

纓の冰月　巻七維盛都落の条に三位中将のよハ
ゐの左右の袖の…に…ありて

禮代の会を　巻七忠度都落の条に白旗に…
…寺にて…歌…百余首…
まてありけるまき地を…とて打立れける時これを見て

巻八 於政征夫 … 室ノ条 三浦 … 目の装束にハ … 赤地 … 成頼 … [illegible]

まさりけん禮の引合より出て後藤にとまる

赤符 巻七 一門都落の条に 大納言 頼盛卿は

火かけて出まゐらるとて 南の門にて足をとゞめ

おとそて 禮に付られたる赤符を かなぐりすてて

勢三百余騎都へ下りのぼりけり ○又巻九 重衡卿

の条に 後藤兵衛 盛長 [illegible] 禮に付られたる赤符とも

をかなぐりすてて 只ひとつ [illegible] もとのにけられ

引副馬 巻八 征夷将軍の事の条に 馬三十疋ばかり一疋

かくされたりけり ○是は新使左史生中原泰定への引出

白作太刀

揆楯

逆茂木

ものなり ○同条に 白作の太刀一振 [illegible] ○是又

蔵人 [illegible] 成頼 [illegible] 白く作りて太刀 [illegible] 刃ア別て [illegible]

泰定へ 贈 [illegible] の 引出物 [illegible] 引 [illegible]

山ウツホ タカエビラ 巻八 瀬尾兼康の条に 備中 [illegible]

三ヶ国の [illegible] 不 [illegible] 半東 [illegible]

兼 [illegible] 老者 [illegible] 尾 [illegible]

或 [illegible] 或ハ布の小袖 [illegible] 手なり

し [illegible] つまたなる [illegible] 矢

[illegible] 都合 [illegible] 人 [illegible] 尾 [illegible]

彼 [illegible] 国 [illegible] 口二丈 [illegible]

ち [illegible] つ [illegible] ○又同条 [illegible] 引 [illegible] 矢

当物の内のちしこしかて婦る紀かれ〇角もえきらいふ
箙なり

【インデ】 巻八 鞁判官の条 公卿殿上人のあきれたる紀と
云ふを白ひ伝ひてみんちまよ中にめ紀つちなら下げで
さていこつじまば法師原なりけり

【篦箭】 巻八 法住寺殿合戦の条 御方[illegible]
しもを松の葉のごとく射てけり

【火矢】 同条に今井樋口兼平が婦もの中へ火矢を
法住寺殿の御所の[illegible]射るに[illegible]風をも

あしく絶火の天にまひ上りて[illegible]みちて

【甲冑】 同条に明経道の[illegible]甲冑[illegible]
[illegible]

【小弓】 巻九 小朝拝の条 小諸青[illegible]まり小弓
扇合[illegible]
出がらしつけ[illegible] 〇小弓は武[illegible]

【のりもの】 巻九 宇治川の条 梶原源太景季
[illegible]
[illegible]

此り口よりも鞦より也鞍口よりもちいくらも前にある程

也細り候

○貞丈云鞍口に付て二方あり一方は前輪の口をいふ也

云れし古説也此おり口と云れまくら口ともいふ也 西

方あり見えさしてに付て云へり後太平記にて考へ

小結鞦　白鞍　金覆輪鞍　同書に見えたり下にあるを考ふるに是

しき馬にをきて此事より出来しるへし帰りて其人の鞍村也

小結さみの上にいりて白く付てけ候あるらずして

也と種々の説あれども私記にもいまだ知れておもう

腹帯

軍神

おそしとも出来にけれ

馬のゆるし　同書にいふ者也となるの中みし雑左右の説

○伊勢の説 根本の是は此物ぞ一の大事にてや腹帯の結びて大事の儀にして是肝要にて

いひかれば根本をもあらはんとやさいへり人左右の説をもすへし

也扱ことすらし腹帯を解てろ出し上帯をしける

魚綾皮鞍　同腹帯　同書に見えたり魚上まへの記にて

まてこれとしれ様させてまうんせんにし弟分をすてる事さん

帰りまんのそておきさて乗てをりけるむしや一さきまうしを示

すくんでるを富山ふてゆしきてめいろいろのもの見なの

まかりと云われちこれも又弟分のかず子とも風の

判官殿出けつふたりの富山今日の軍神いまつりん

てたしかに候てむすとこそんていまとし我のつらる熊よ
若王三和し給ちつれまさらんせさきも討てさんざ
次郎をそるのやうつけしを行さんとされ

赤地錦直垂　紫下濃鎧　鍬形　甲緒　金作太刀
切生矢　滋籐弓　巧る打出紙

同巻に義経其日の装束は赤地の錦の直垂に紫すそ濃の鎧きて鍬形打たる甲の緒をしめ金作りの太刀をはき切斑さいたる矢負ひ滋籐の弓の真中取て
紙…二寸ばかり切て…

今日の大将軍の装束しかし…

赤地錦直垂　唐綾威鎧　鍬形　甲緒
石打矢　金伏輪鞍

巻九木曾義仲が装束は赤地の錦の直垂に唐綾威の鎧着て鍬形打たる甲の緒しめていかもの作りの太刀をはき石打の矢の其日の軍に射て少し残りたるを頭高に負ひなし滋籐の弓持て聞ゆる木曾の鬼葦毛といふ馬の極めて太う逞しきに

太鞁

巻九樋口次郎兼光は平家の去年の…

高櫓
木戸
大手

讃岐国八嶋の城において摂津国なにはの浦神崎より
西は一谷を城郭にかまへ　中略　城の口の高櫓には
四国鎮西の兵ども甲冑弓箭を帯して雲霞のごとく
なみゐたり櫓の下にはくらおきたる馬ども十重
二十重にたてならべたりつねに太鼓をうつて乱声をす

乱声 らんじやう なり

大音じやう　巻九三草合戦の条に夜打よかんなと
兵ども申けるを兵共よくさぶらふといひけるを
田代の冠者をさしすゝみ出て大音声をあげて

いかものつくりの太刀　土肥の次郎さねひらはかちんの
直垂に火威の鎧きて光をはなちて野にも山
も草にも木にも火をつけ煙を蒼天にたて松火
ともして三草山をせめ二一ノ谷

沢瀉一摺直垂　伏縄目鎧　巻九一二之懸の条
小次郎直家はおもだかを一しほすつたる直垂に
ふしなはめの鎧きて

褐の直垂　小桜黄返鎧　旗差　同条
旗差はきちんの直垂に小桜を黄にかへいたる鎧きて

きいてはけかるなりとぞ驚かしけり。

小櫻威　赤威鎧　鍬形　甲緒　金作太刀　切生矢

重籐弓　金伏輪鞍　巻九一二之懸の条に越中

次郎兵衛盛次二のまき装束なれとも二村濃の直垂に

あか威の鎧きて鍬形打たる甲の緒をしめ金作りの

太刀をはきせいかりたるきりふの矢おひ重籐の弓

もちて二まんせんといふ馬にきんふくりんの鞍

置てそ乗たりける

梓弓　同条に梶原か事なるに　ものゝ始めなり

つかひけるに、いつもさきにくたる人のたよりにもなりけるか

紺地錦直垂　黒糸威鎧　巻九忠度最期の条に薩摩

のかみ忠度は西の手の大将軍にてそおはしける其日の装

束には紺地の錦のひたゝれに黒いとおどしの鎧きて

褐縫直垂　紫下濃鎧　巻九重衡被生捕条に本三位

中将重衡は生田の森の副将軍にておはしけり

其日の装束には褐に白う黄なる糸をもて村

村千鳥ぬうたるひたゝれに紫すそこの鎧きて

練貫縫直垂　萌黄匂鎧　鍬形　甲緒　金作太刀

乱入の時若武者の出立は
い様目結の直垂に
緋威の鎧二位中将の
秘蔵せられし
其日七月毛の渡り
中将の梶原
にたる
しかれとも名馬にのり給へり
童子鹿毛

巻十維盛出家の条
唐皮と云鎧小
烏と云太刀ハ平
将軍貞盛より
当家に伝て維盛
まてハ嫡々九代に
あたる

切生矢　重籐弓　金伏輪鞍　巻九敦盛最期の条に
練貫に鶴縫たる直垂に萌黄匂の鎧着て鍬形
打たる甲の緒しめ金作の太刀をはき切生
の矢おひ重籐の弓もち連銭葦毛なる
馬に金覆輪の鞍置て乗たりける○太夫黒
の新し

とかり矢　巻九も海軍の条に阿波の民部重能か
郎等の……射……矢
……て……○とかりて矢ハ只狩矢の事なり一の矢

に射して云さく読の条にもやかて矢をつかへたり

知盛ノ馬井上黒ヲ射ントスルヘ

木蘭地直垂　小具足　巻十内裏女房の条に土肥の次
郎実平ハ木蘭地の直垂に小具足はかりして

重衡の只一人民部で入て取…

○小具足とハ小手臑当脇楯なとをいふ

巻十藤戸の条
佐々木三郎盛綱
その日の装束ハ
滋目結の直垂に
緋威の鎧きて連
銭葦毛なる馬に
金覆輪の鞍置て乗たりける

馬の名　巻十藤戸の条に一引……むかしいつゝし
……○巻十一大坂越の条に馬の……むかし

又三郎も有り……もあり

いつゝし……○巻九宇治川の条にたつなさ
馬の中ことに拾

緋威着　巻十さるの条に梶原……大将軍

とかハりく一うき赤地をもりけりへ又赤地をもり弟をまつ

なりしてりいすれさかりのむをつてよ比大将と

きるうりは左係りゆう秘もかきこをめをハわかきてむりやと

中てよ比もをれともゆりせい

【鞍爪】巻十一猪俣金銭の事よ三ぬ足くらを爪とりう

称かうハ記さしとおりかくりけよ

【赤地錦直垂】【紫下濃鎧】【揪枇】【甲緒】【金作太刀】

【切生矢】【滋籐弓】巻十一大坂越の事り判官義経の出立

装束ハ赤地の錦よ記て屯一ミ紫下濃ハうニの鎧き

て揪枇打ちる甲の緒を〆め金作の太刀ハきよ染江

さいさうき之りりあ矢かいし滋籐ゆらの生中とり持き

〆ろをうり大名がハヒよて一院の御使けん含ゆし

土佐れせう源義経とかるのる

【鎧直垂不着】【唐綾威鎧】【黒漆作太刀】【高ウスヘウノ矢】

【重藤弓】巻十一次信最期の事よ継信ハ其日軍八中う

あり搦かしとて鎧直垂をハ名乃女をすり比條の

袖りの綾板をし比鎧きていかりの作り太刀ハきまは

中口さいらきす庫つ矢ハ重藤の弓をもち

[illegible]

木蘭地直垂　洗革鎧　巻十一遠矢の条に宗継そ
の日の装束には木蘭地の直垂に洗革の
鎧きて沃懸地の太刀をはいたりける

白箆　鶴本白　鸛羽　十巻　矢筈　同条に白箆
に鶴の本白こうの羽をわりあはせてはいだる矢の十三束
三伏ありけるをよく引て放つ一段ばかりいれて和田
の小太郎平義盛がうしろにそこに出たる

山鳥尾　羽巻　矢筈　白箆　同条に白箆に山鳥
の尾をもつてはいだりける矢の十三束三伏を射けりける

く引まよつ一束あまりおいて伊勢国の住人仁井
の紀四郎ちかきよとうしろ少しそ手にしけり

塗箆　黒保呂羽　塗篭籐　九尺弓　同条にある
しらは義盛が勝利の冥加とて思はんと箆に
五尺もいふ大の弓に我大本に柄を小きりて十
束三町を射けりけるに一段はかり九尺弓けり
りわかて流れ○道

白旗　旗竿　竹の緒　同条に白旗一流
まいらせて源氏の松の

此ころえんありける

首掛る樹門左標木 巻十一大臣殿誅罰の事に大臣殿父子のくび都へ入りけり、検非違使三条河原に出向ひ請とりけり、三条を西へ東洞院を北へわたして、獄もんの左のあふちの木にぞ懸たりける

物具 巻十一能登殿最期の事に物具よき武者をかまへてくまんと目をかけてとんでかかる

シユテンヅキン 義経記ニモミエタリ

褐直垂 黒革威鎧 首丁頭巾 巻十二土佐房被切の事に土佐房其日の装束にはかちの直垂に黒かはをどしの鎧きて、首丁頭巾をぞきたりける

軍見物 巻八法住寺合戦の事に三位の兄載楽 性さる中にも法住寺のありけるを見んとて出たりけるに、三位のさうて立れたりけるに、ありけるにぞてあふながらいろもなしにける

三位ハ近江国司刑部三位ニ敷 衣冠

馬の尾て揃たる刀 巻五文覚流されの事に文覚如き こしより一尺ある刀の馬の尾にて巻いたる刀の中にものをぬきてまうえんのごとくにぞ懐

旗のまつり 巻十一遠合戦の事にさいのうの役人

継世の列あり多んぞうハ（中略）若王子ハ出雲路にて毎ふのを

糸しをまきのよ二月こりしも金剛拳をゐり紀年して

だんの浦へ下りける○東鑑治承四年八月廿三日ノ条

二以件令旨被付御旗横上

目貫 巻四揚合戦の条く絹井の浄妙明秀とて大

衆よの名ありや（中略）三枚甲のぬいて戦しけるが

大勢かゝくまてかくなハ十文字とんがりの車

八方すゝさみかさりけるむかふ紀入人をきり

九人まあまるかく五が甲のまっかに折まりてうち

あてゝ多く数ありけり下きてわれく川をぬけて川へ

ざぶとぞ入りける

綾直垂 **赤革威鎧** **三角打甲** **甲緒** **柏木兎打鞆**

同巻宮御方家郎の条に足利又太郎（又太郎）その日の装束には

くちむみかやの記にまあかいとおどしの鎧きて三まいの

打たる甲の緒しめ金作の太刀をはき廿四さいた

きりふ矢負ひ土付筋のゆみもちまんと

かる馬にのり川に打ちいて金覆輪の

鞍おいてそ乗りけり

巻九 通盛最期の条 赤地の錦の直垂に唐綾威の鎧着て白葦毛なる馬に白覆輪の鞍置て乗給へり

巻十一 与一鏑をとつてつがひよつぴいてひやうと放つ 小兵といふぢやう十二束三伏弓は強し鏑は浦響く程に長鳴して あやまたず扇のかなめぎは一寸ばかりおいてひふつとぞ射切たる 鏑は海へ入りければ扇は空へぞあがりける

首を鎧直垂にて包む 巻九 敦盛最期の条に見ゆる
をつゝまんとて鎧直垂をといてこれをつゝまんとしけるに錦の袋
に入たる笛をぞ腰にさゝれたる

褐直垂大頸端袖を赤地の錦にて色へたる **足白太刀**

切斑の矢 **薄切斑に鷹の羽はぎまぜたる** 巻十一 那須
与市の条に与市其比は十八九ばかりの男也 赤地の
錦をもておほくびはた袖いろへたる直垂に萌黄威の鎧
着て足白の太刀をはき切斑の矢のその日の
いくさに射て少々残りたりけるを頭高に負なし うすきりふに鷹の羽はぎまぜたるぬための鏑

今日はいかにもかなはじ 与一鏑の[illegible]をさしとりて 筆
夜の更るまで甲をぬいて二刀叙して判官の
御前にまゐりしにする 足白の太刀とは太刀の根を白く作りたる

甲をぬいて二刀叙する 右別に見えたり

遠矢 **指矢** 巻十一 大坂越の条に平家の方には
これをみんとてあれい出んやとてとほ矢にいる者もあり
或はさし矢よりも遠矢に[illegible]もあり

打物の鞘 巻十一 壇浦合戦の条に 父が行きさんとて

判官日本一の名この太刀のつかよく手をとりけ……

懐に源氏の家の事 源平両家の三所の家のおや

こゝに源十郎五人打物のさやをはづして火と一度にかゝり

合せけり○又同舟にものゝし（桃花歟の舟のうちたり人々を與すまうけいたせ）源十郎五人打物のさやをはづして

はりしてどつと舟にさしうつり（敵の舟にさしうつり）て戦ひでまいり○打物と打

刀なりとも云へし又義経記にも打物と云詞あり

赤地錦直垂	唐綾威鎧	厳物作太刀	切生矢
重籐弓	甲をぬいて二の緒にかくる		

矢八山門御幸其条

小義仲行家と云木曽殿の日の装束には

赤地のにしきの直垂にからあやをどしの鎧きて、いか

もの作りの太刀をはき切生さいたりけるを矢おひ

重籐の弓を取てまゝ甲をぬいて二の緒にかけ

ゐさゝついてそ申しける

緋地錦直垂	黒糸威鎧	黒漆太刀	大中黒矢
塗籠籐弓	甲をぬいて二の緒にかくる		

同若も同舟に（緋イ）

十郎蔵人行家はこんぢの錦の直垂に黒糸おどしの

鎧きて、こかね（金作イ）作の太刀をはき切斑さしたる大中黒の

矢おひぬりこめ籐の弓もちて甲をはぬいて

ねいくに二の緒にかけてそ申しける

打刀 矢九思度二郎のまるに流太刀をはかれ

巻十一能登殿最期の［illegible］

もぢろくさんが童おくればせに馳来りて打刀をぬ
いて薩摩守の右のかひなをひぢのもとよりふつと
打落す［中略 籏は錦なりけるを［illegible］文をなして［illegible］］

〔まろやかのこきんめしまんの鎧〕巻十一那須与一の
糸ろくく［illegible］の錦の［illegible］
赤地の錦の鎧二重の［illegible］○まいる［illegible］
直垂に［illegible］すりたる見鎧に金覆輪［illegible］
やしろかやの刑［illegible］

〔矢文〕巻七火打合戦の条平泉寺長吏斎明威儀

師平忠度志賀の山の根をまいり清見が
関［illegible］入道一手民の陣［illegible］
〔福井縅〕〔赤革縅鎧〕〔紺母衣〕巻九一二の［illegible］の条に
越［illegible］の夜討［illegible］福の［illegible］
［illegible］讃［illegible］［近太］
六波羅［illegible］名馬［illegible］
〔長絹鎧直垂〕〔村濃革縅鎧〕巻四［宇治］橋合戦の条源
三位入道頼政［illegible］
［illegible］村濃革縅の鎧［illegible］甲をば

きこえまじ

賜節刀　賜鈴　巻五 平家東國へ討手乃事　昔は朝敵をたひらけんとて
外土へむかふ大将軍ハ先参内して節刀をたまはる宸儀
南殿へ出御して近衛階下に陣をひき内弁外弁の公
卿参列して中儀の節会をおこなはる副将軍もおな
しく礼義を正しくして是をたまはる承平天慶の蹤跡年久
しくなつて準へかたしとて今度ハ讃岐守平正
盛が前對馬守源義親追討のために出雲国へ下向せし
例とて鈴ばかりたまはつて皮の袋に入て雑色のくびにかけさせてぞ
下られける○昔ハ小松権亮少将維盛卿ハ大将軍
にえらはれ出陣の時の事也

随身兵仗　火威鎧　二引両母衣　巻九 一二のかけの
条に平山ハしけめゆひの直垂に緋おどしの鎧き
て二引両のほろをかけめかすけといふきこゆる名馬
にのりたりける　旗さしハくろかはおとしの鎧

黒革威鎧　亦同条ニ旗さしハ黒かはおとしの鎧
に甲を猪くびにきなして　さびつきげなる馬に
ぞのりたりける　平山が旗サシ

赤地錦直垂　黒糸威鎧

巻四橋合戦の条に　仲綱は赤地の錦の直垂に黒糸威の
鎧きたりけり弓をつよく引んとて甲はきざりけり

紫地錦直垂　萌黄匂鎧　長覆輪太刀　切生矢

甲をば着ざりし

巻五（鏡）経政その日は紫地の錦の直垂に萌黄匂の鎧きて長覆輪の太刀
こしにさし切生の矢負ひ滋籐の弓脇にはさみ（?）
まさしく甲をばぬいで高紐にかけ（?）
綴まきたる（?）をとゝめて二所（?）に叙（?）

鳴絃

巻四ぬえの条に　去ぬる寛治のころほひ堀川院
御在位の時主上御悩によりて義家朝臣南殿の
大床にさぶらひ鳴絃すること三度の後高声に前陸
奥守源義家と名乗ければ聞人身の毛よだつ
て御悩おこたらせ給ひけり

鞘巻

巻四信連合戦の条にもつてきらんと信連さぐり二
しかれどもさやまき落てなかりければちからなく
大手をひろげて高倉面の小門より走り出んと
する所を大長刀持たる男よりあひけり

的矢

巻四競の事　競は火威の鎧きて星白の甲の緒

巻四信連合戦の条
長兵衛の尉信連は
装束にぞ（?）
の狩衣の下に腹巻をきて
衛府の太刀をぞ帯いたりける
衛府の太刀（?）中略
衛府の太刀ばかりを
こそいかでつかう
せ給ふな（?）ぬきあせ
て散々に（?）
やぶれ（?）散々に
太刀大きにて振舞
も信連が衛府
の太刀は切れたり
て

太刀は刃をぬきがへおしのぎ（?）
太刀のさき三寸ばかりうち折（?）
諸太刀（?）十四五人（?）切ふせて

盛衰記十七祇王祇女ノ条
鳥羽院ノ御宇ニ嶋ノ千歳若ノ前トテ二人ノ遊女舞始ケリ始ニハ直垂ニ立烏帽子腰刀ヲサシテ舞ケレハ男舞ト申ケリ後ニハ烏帽子腰刀ヲ止テ水干ニ袴ハカリヲ著テ舞フ

せしめん時物作りの太刀をもうけ并にさしもの大中

迄の矢おひ帳にの背法も(黒漆の)墨しるし齊の胴まく

そいぬりけるが納矢一手さしそへてる(滋籐の弓持て…)

白鞘巻 刀 巻一 妓王妓女の条に水干に(さやまき 合口刀ノ拵…)

立烏帽子白鞘巻をさいて舞ければ男舞と

申けるしかるを中比より烏帽子刀をのけられて水干斗

用ひたりさてこそ名付たりけれ〇刀とは

剣のさしやすきものなり

旗竿 巻二 小松殿教訓の条に名人ども旗竿

補 巻二小松殿教訓の条
太政入道は…赤地の錦の直垂に黒糸威の腹巻…

もむしとかすをとりまくらかくも引せよ見し

馬よりおとしてその甲のをしき

ひおどしの袴 いとくずの直垂 巻八 太宰府落

の条に平大納言時忠卿のひおどしの袴いとくずの

直垂にたてえぼしして(維村 緒方維義)これをむかへしと

打貫 巻三 少将都帰の条に正月中旬に丹波少将

成経平判官康頼入道二人の人々ぞおんあまり

の庵をさして都へ上りけれども中略古放に

馬より下りて二人もとの見くりやとりて遠し脇け

かれを行き庭しらかんつきくきぬきさま
ましりやつくり七日七夜かありて念仏か読ミて
りちくいんしもと大分の都へはしと立て　○成親の父
藤えのまりや（墓）と詫（新）しもうさきし

源平盛衰記十　丹波少将上洛ノ条ニモ　泣々舊宮ヲ拂ツ、墓ヲ築テ釘貫シテハニテ
道スカラ造ラレタリケル卒都婆墓ノ中ニ立給ヒヌ　中略　判官入道哀レニ思ヒ入テ成親
ヲ有木ノ別所ニ送リタリケルニソヘテ釘貫ノ柱ニ朽果又其名ハカリハ有木ニテ身ハ墓ナク
モ成親ノ卿

成親ノ墓所備前有木ノ別所ト云山寺之

義経記抜書　作者未詳

産着讃　巻一

今寛去ぬる源頼義は貞任宗任退治のと
き勅を承て七年までたゝかひしに源氏の十二年合戦
これしけれしとや思ひけん彼義家東ありて内裡へ
参り光義なかりしかば世を中されけるにハ汝らにハ寸
ハ代安からしいときゝ追討をもつて宣旨を
下されけるに是を賞は源頼朝の後ハ又十三なる
子息を内裏へ参らせて後は行しるしと
此等はゝりけるに年経はたつの時に生まれ

しそし名をしくをんだしかりしかしれハ無双のものと
かきんの大たきすきいかしそて元服させられて
後冷泉院の御あきらのとし源氏とて八幡宮にて元服
させて八幡太郎義家と号し下附御門より給はる
殊とく〳〵さうらうぬきぬしとかりける○ くらんさハ源太く

〇白大口

下腹巻 手刀 金作太刀

同巻 舎那王度越鞍馬山の条に
承安二年二月二日の暁方のそ鞍馬を出けり白き小袖
一重ねにあやめの兄を練りよりはひをのゝきこゝに
上小袴し白き大口に唐織物の直垂を着て

唐織物直垂

きへ由えしらえもゝまりきこ面ふして紺地の錦の直垂に
てつりをやつくこらる金刀金作の太刀をもいてう佩ひや
ゝふすのまそく作りてゆらくものいあけものぞ
手ふくに也ときをして出ける之

秋毛行縢 角繋鞍

同巻 吉次いまだ夜の中に京を出て
粟田口まで出て方の様の宝を二十余駄におゝせてさらに
京を出て日たれとも京を立ちまへ以下ゝまゝて出立りあひつゝに
引かえしさすりアしの記されは秋毛のむかはき
ましてよろりとかりの馬につの物くみて鞍置きて繋

なりけり○さよ言ぬきハ礼言してきたまふよし

大鍬形 沃懸地鞍 つ孫の直衣なり

同第二児山弟茂氏か

とそつきもなる馬にいかけぢのくらおきて大きさら

みちのまゝ鞍おかしましてそ出来る

引勝を鞍置すゝ

車松明

かゝるところへ

以もの若殿原も車松明

さしあげてさしもかゝる車松明

きいろには火をつけてさし上るはれとをかゝるかゝれ

内には日中の如くにてしるへ

唐綾直垂 萌黄威腹巻 折烏帽子 同第

申りハ申りの大帝うれしかりけりのこんきにまさりたまへるに

としの程まさりておりゐなし

すの太刀をはきて出けり

打掛て三尺五寸

褐直垂 黒革威鎧 甲緒 金覆輪太刀 熊皮尻鞘

大長刀 同第

黒糸威の鎧きて甲の緒をしめ

はぢの八幡大菩薩

同第に友さかし

とらんの熊皮

大長刀をもつて夜半斗り

縫人の皮にて鎧入太刀を抜

へちまの袖へ打入けり

若菜直垂 萌黄威腹巻 大荒目 誠 雑餉

太刀ちぎり木　さい棒

弁慶が三郎義経の臣下なり
ゑんくは手にもちたる二尺ばかりの鉄棒
伊勢の三郎はきよきのかま上刃の鉄を太
刀をはいて大の刀二本まではさんで
やうどう男女何ともなきすさまじき有さま
太刀ちぎり木さひさげて居る事なり
あかがねしきぞへ臣大王出て出たり

宿直蟇目　灸鹿猿

同じく人はかへらぬとよばれ
と臣大王の宮にて男士二人を召しよせ出家人をまゐらせ

まうそは百しる花を今宵を祈る三日とのい
仕まつる所は取りはからひて我身のもとにて法を
し法なんとして日宮にて仕り申す事でいのりのと
こあわけれとものゝ二本ともむくに鏡をとるつ投づ
まつ弓なり法をせむ祢といひておりつけて
太刀をもつて沙さみのしかもまするにはかみの風の
二すゑ参て切なきかたきにあまさるへしとなり

生絹　継威腹巻　木鉾

鬼一法眼の弟子さし
入てそれは大侍の人ゝ十七八計の童子

すこしてたち中略法眼是をみてくりかけるのかいなき
て多留女人として出ちすゝしの衣かつき一鎚をつかみ
とりの紙をさしてさうらふをすゝ法師にとらせきいは
すみにこしで大のまなこをひらきて多くとゞと
諾からしきりしくかまりて

六韜

鬼一法眼の家に家代々の御門の御宝
天下をたもちまうさせ給ふ十六巻の書なり兵法の書
異朝にも張良と云ふ人是を見ておもむくかたに中略
其頃一条堀川に陰陽師鬼一法眼とて文武二道の

達人あり天下の御祈祷して有りけるが是をたまはりて
秘蔵してそおかれける御曹司是を聞しめして中略
て山科をいでさせ給ひて法眼が許へおはします中略法眼
御曹司は兵法の書を所望のために侍す六韜を見ばやと

文

天上にまゐりて秘蔵の事をしらでもふかくも文武かぬ
ものとて御曹司をうけとりければいとゞ志しつかへ一他
きこゆるも有りけれ理をすりて知れりしかなその女房を
立ち百の中によりて御返事をしたためて文章を作
有りければ中略我も六韜を一見仕り中略文の秘蔵より実

能く合せしよ也あの乃ちかくわと記しさらわしと云
まへてハ無く矢法一巻のうちに見えて有り
法師の眼ぬすミ ○義経記に是の事を云ハ輪しいふ
出かし
肩の事と云に是を見へす又三略といふも見へん

印地 同書にかくと云ゑあるべき事にいひしと
めんちの太ねしと云文也○同書に云ハ今をぬしと仕
打うてハ充○同書に太刀ぬすミ論の事に法師を
出来れんつきめるの者ハ人をも書にさせてすゑ
まもまでかく見ハきこ云ゆの人をも大物の人をも

底ありて出立たり○古代に衆打をよめ候ハ古
作りきハ古語白川のあんち手合をいふ○あん合ちハ
はめてせ弁あい猪頸すへき也

下腹巻 **着籠** 同書にハ紫東ハ白の袖一とゆふはかいすり
記さかまへ称精好の大口にかハしもの記あまへさき
三尺して太刀をはさみこミいとゆかれて出るハ○さ三尺
よい直垂のかしを縫(?)見えこあるとこ云へハ狼(?)

事外(?) 東かり前の金那土履に又ち主のは来よき物
称の記してまへかりしまゝ記をさしえしるいハ狼(?)巻にきこ

免してとこそ申し

唐織打掛　女方ハ一流の金襴を用ひ候ま
生の糸もミ一すり

福平蓋	紋繻目腹巻	赤銅作太刀	一尺三寸刀	色刀剣

太刀	首丁部

同系ゟくろんの平蓋に帰り[illegible]
色めの[illegible]ものきれて赤銅作りの太刀ぬき一尺三寸
有りの刀ニ二ツ色めん中にさしておりてさやをつこ
てもずしとさし太刀のさやをもへ[illegible]枕のさき掛
分り[illegible]も常に頭をそ[illegible]の衣をおつとて頭かいさ[illegible]

先[illegible]つちゆくも[illegible]人ひとつとことに鬼のことくふる[illegible]り○
大股海の[illegible]せと云[illegible]川ちゆくとこ人い[illegible]ちゆく
づき元くく○手[illegible]ゆくり[illegible]ええ[illegible]り

福平蓋	足系腹巻	焦烏帽子	神巻	八角棒

巻三
書写山より上れ者にいつあんないをし[illegible]
つとむるもかくもとこ一ぶく前にて出る[illegible]人の平蓋に
足系おくしの腹巻をきて五十日[illegible]頭ニ[illegible]
まもちきし　いちめの[illegible]をもくりて棒の八角
か
かしこめて[illegible]やと一尺八寸[illegible]

枕よして身をあらはしやまだらく古書の茶ろ也
来る○大原茶の称也

【胡籙】（同巻）辨慶路中にて人の太刀を取し条に無案
思ひけるは人の重宝は千そろへて持て奥州の秀
衡は名馬千疋鎧千領松浦の大夫は胡籙千腰
二百張かやうに重宝を揃へて持つに我も（へ）
ふりみかれつらいく尋ね取らし廿人するか夜
々人に京中にてうかゞひて（て）人の持ちたる太刀を奪ひ（とりて）
我重宝とせし人○義経記に千人切といふことなし

【胴板黒糸縅】【白柄巻】【金作太刀】同条にいはく
わかき人の其たけ高きにて胴板黒きに縅したる鎧に（よ）
金作の太刀（のおもかげをとゝぬかたちれうり）○金那王の称也と云々

【大幕】（巻七）頼朝義経と対面の条に佐殿は大幕の中に
大幕百八十町引きめぐらかし其内に八ヶ国の
大名小名なみゐたり

【手鉾】（巻七）土佐房義経の討手にのぼる条に土佐坊が
なぎなたにて三尺二寸の手鉾に二の刃をつけ
さやしらかをさいかけにして目貫しらの柄の束る

【目貫】【蛭巻】古くこれあり

【神馬之舟】同書に見えたり かしこき事のあれいちも

まうそての京上り 舞も 付し申して 白布 岩にて

これ書 取りて へ名付 し書で かほゑを 添

また 臣中書で 舞 引くもの 馬も 隠りて みえて

舟 神馬にかなり 門にり 礼 しるしを 庭 権 之 荒

もつて こ志 見え 之 引続 同 見え 札 きなり

【是革威礼】【五枚甲】【甲緒】【大太刀】同書に 是華威

の礼を みえ いり なみ ゑし 見え 臣大寺の大太刀と

もと記 ○ 弁慶が太刀 … 引附の 舞 之 云

【柏子礼】同書に 著すり 見え たり 礼の

さ刹 より 太刀を 以 打つきて 二日 あし まて

とのうさへ しても 来りける ○ 弁慶の舞

ゑとして

【赤地錦直垂】【小具足】義経 都落の 条に わたりて

赤地の 錦の直垂 見え たり ○ 義経の舞

【白篦】【鵠羽矢】【白木弓】同書に くでの 朋 記

白篦の矢 白木の弓 添へ ○ 弁慶の舞より

逆沢瀉縅　同毛のさうのかたちの縅きて太刀
をもはいて〇行年の勝なり

三滋目結直垂	萌黄威鎧	三枚甲	甲緒 咲枇作
太刀るかうし風	上矢	大幡	飾巻弓

住[巻]吉大明神
合戦の末しやつて大将のさしけるが陣をさして出けるが
むしの三百余騎にもまさりておもしろの鎧にて三枚甲の緒を
しめていりかゆしのたちぬきてもちし馬のりのすゝみの手綱を
さしかたをもしはさしたるたかくしかして上矢はたかの羽にてはなをい
二つさしたりける馬にはすゞしの弓おしくはさきとりの杆

つるへ矢

渡く出合たり

白直垂	萌黄白地鎧	梨烏帽子	白木弓
矢柄	樺鶴	木別	

同くいつはをきひろきに直垂もさき
えびの地の錦にてうきしらうせつくゝきさりけり梨子かし
まえあかりけりして余赤の弓わきにかきこしこ矢いつつか
うせがいのまへて妙秘のかゝりさまかなやゝ立てのけれは
の出ものかえて帰しのちへとも終にとけて開さかりもいてす
まれさうの矢のいちめにまうしもつまけれるあらまほしき
風くまいり早すゝきの手すゝ二しくへ矢のきゝりの三寸

へ入りけり何とよ御まへ足をのべてつよくけて蹴てける
かゝぬとも いまれ兇徒国々の相人身のほどこれ如し
太刀はこしのもとの身のほどいへ入りけるきわを手斗り
さしさけて矢をもちたるものにあつかふのをも帰りて
もしもあらんすれど兇徒のものにいさかいにてよしとなく
うつたへたりのいこゝろ手負ひ身をよせていへりけるが嬉ふ
あはれつる人矢をあてくまんとおもひける次第なりけれ
とかけり所望せらるゝのそへいて所望さにおもひよしつかふ
引つれんまにそのとてそなへさうられいちゐの木そうをを

十日よりもるにおもき衛どもかくれながら一もいりあまて
物のそれぞれて物とし千もの中へもれ杖身三そでもちてし
をよりけり〇矢をつけ信太をもあり

柄装束太刀
笠鍔刀
鉄雉篠
烏帽子
棒

同くよ武蔵坊と申しけるもの矢をおさりけり白人数す
有りけつる者ともの太刀をもちて出兇悪しき刀を
さしものゝ衆分りとも後さうりなしつまへもはやとも身に
かつまいしうちに死いまで身をもそむかんおりけるものいゝ
いちゐの木材棒の一丈五尺八寸あまりくつらぬ物とて

上まさりにしてふけんにはしめそこそらすまゐらせて
小舟のこゝろによせたりける〇舟をば七つ出してたいらかに
よりゆかりし出て七つ小[illegible]にはしり出[illegible]

三[illegible]目結直垂	火威鎧	白星甲
甲緒	つる井[illegible]太刀	
金作太刀	太刀二つ帯く	大中黒矢
[illegible]籐弓	大雁股	
上矢	蟇目[illegible]	中判[illegible]弓

忠信吉野山合戦の事 (巻五)
忠信これを三つ差[illegible]の直垂に[illegible]甲の緒しめ
しか[illegible]より[illegible]つく[illegible]太刀三尺五寸
[illegible]りけるを判官より[illegible]金作の太刀をも[illegible]

(此条末ニ入ル) (ふしきの弓ハコレニテ [illegible])

此太中黒の矢にさしたるは上手の[illegible]
[illegible]の[illegible]より[illegible]大のかり股すけ
て[illegible]と[illegible]の羽を[illegible]
[illegible]いつまの矢[illegible]も一寸まじ[illegible]
出して[illegible]たいかし[illegible]
のかに[illegible]いよ[illegible]抽〇[illegible]のまへま
[illegible]の明かり[illegible]すへ[illegible]と[illegible]
りまさかすむかり[illegible]

褐直垂	黒革の三寸切[illegible]一寸[illegible]みかへ威の鎧	三枚甲

小櫻威鎧
四方白甲
山鳥羽矢
丸木弓

試（タメシ）	黒同
黒漆太刀	鹿巻
熊皮尻鞘	つまさし
逆頬箙	糸裹弓
毛詭（矢）	
塗籠籐	

用意まさしけ（此下ノ処ニ入ヘシ　ムハ下ノ文此ニ入ヘシ）

ふ尺あまりけれ（同の）日のかすなたん（れ）も御れハ常陸房かりる證
の侭なりしんおつかて天下のすこしかとなし仰侍かれ
を義経の侭なれし也は天下のすこしかとめんぬらかる
冊ハ主の勿説もおなし甲冑を立つ仙とも云
ありて仰にすめともせぬ（せぬ）をの行ひ出とて小櫻おとし
よろいに四方白の甲山鳥の羽の矢十八さして丸木
の弓一張を添へておくをこうしてなし
（巻六忠信之期の条に）

赤木柄刀　（巻七）判官小國左衛門の條にまさしく出たりとすきを
なてまつる赤木のつかのかたなにたてもて扇さしそへ○
赤木のかたなは鮫皮に巻けり巴の内田か討取り

小弓　用意に弥を遣ハれけるにハ人をそれおしみ（巻七巫いせんの柄のオハ条）
て聞かけてかくておりけるとかしか娘をこまうと
三月三日のそふれハうちにしてまうり出す弓のかうを
ふけとも名あほせましくみんかんさかりしとうち
先立ちて酒をもちまいらせ給ひ○小弓ハ武家にあ
ひまさすの星へ

大口
押入烏帽子

表具足貞丈云腹巻ハ元ハ鎧ノ下ニキヘキモノナレハソレニ對シテヨロヒノコヲウハクソクト云タル也

未詳 同宿ども富樫のすけも大くちもまじりて入かはり
きそくのかはりに[illegible]つきて[illegible]出されけり

表具足にまきの腹巻の體 巻八 新木二つ鎧入て[illegible]す
[illegible]一より人[illegible]まいり[illegible]
[illegible]のふくをみて[illegible]上具足
のちに[illegible]人とむけてふ[illegible]
[illegible]表具[illegible]のふ[illegible]
くつ[illegible]の體[illegible]出馬[illegible]○[illegible]
[illegible]太平記[illegible]

[illegible]又我物語[illegible]地[illegible]
[illegible]云詞あり古今著聞集巻廿二ニ鈸ハ雷鳴の
時[illegible]上下り中略[illegible]にて[illegible]
[illegible]合[illegible]坂上の[illegible]○今昔物語
巻十八[illegible]世[illegible]

黒革威
袖合物
大長刀

巻八 衣川合戦の事[illegible]
[illegible]の裝束[illegible]の體[illegible]
打[illegible]三ツ二ツ打[illegible]
[illegible]の[illegible]中也けり

母衣　同集に、むさしの國に打あひこれに打あひける
程にのせ物見くるしきさまにて出る所をかけよせよの同
孫の人なとおもひなとすゝみよりし母衣をかけたれハいと
ち殺しにけりしく金も人と相まもりて母衣ハなかりけり鎧の
もとにくふさをしめてあやにちかふかりて立たりけり程に
まちかくなりてかゝりてあたるもしハあまりものゝふのしさまよ
花やかなれかしたうけさる殿にちかけり

刀の寸　同集に三條小鍛冶か打たるをさんけいにまとの
まへ打かくしかきをしたの寸は何以を刀嶋

かなりしていまのつきもしらぬ頼光にこれりかと
料なかきかくてくゝ海へ出立の時ますり刀にまもりし
守護御かたり試みしてみとむかしさいかて西国の
かたんもちの鎧のしふされける

守刀　かたりにくるり

上帯　同集によるいとめくらすてもまちの上帯
しかるへし○葛葉の類也

鎧の草摺　**鎧の三つなる板**　**馬の打ちかけ**　同集にあり
さる兵部の鎧のくさすり打かけ法師のきとありていふ也

くりけるに紫宸殿よりまろひくしろしあらわれたる人の血
出くるかゝるほとに二寸ハかり一寸ハかりして出けるを
蛇に大萩の中より見付たりけるをとりてかしこき三尺人
余ありける二尺あまりの太刀をぬきてうちの上にきりさけれて
そのまゝにけりけるさてつかひをもて兵衛尉のありけるをよひ
みせふところに腹をかきてをしへの蛇をさくに侍ければ
ありけるの中よりけるハ十四五寸ハかりなりけるをつかひ
寸ハ一本つゝさしてかくしいて二寸ハかりに糸つけたりけり
のちに人々ありけるに其人の家の杖よりまた蛇一二すのありけり

○古様川光尼の殿上にて是草の二寸ハかり一寸ハ
あるにておとしける蛇を大あなの蛇の木のうへにおちたるを
たくさん逢つかひ給ひて紫宸殿の中にまゐりける事
その皮をとり白き衣にかへたりけり

蛇の物云ふ

巻五

十一月比賀茂判官を逢にけるに御前に
おはしますに左の膝の下よりくちなはの大なるを
見出して雪のふりたるにさかりけるを見何おそろしと思
てさしよりて見れハ入りけるほとに酒の冷をそそ
ぎかけけれハ蛇のしりそきけりしもしけ二寸とり出しけるは若

此浄菩薩と並て三ことゑくさ○古鍛冶めきそ云

なり古のよろひを始ところつましくほろさある

也とうもけり今とも被衣袖なり

褐直垂	黒糸威鎧	揉烏帽子	黒漆太刀	長刀
熊皮頬貫				

〔巻五〕義経吉野山の落の事なるなの直垂

ま黒糸おどし此鎧きし佐藤なれとも恐からしらぬ

持くさうりれを三寸斗りたしかあるかりくまゑ前にハ〔川股〕

せひかしふして四尺或寸河りとニくさ子の太刀かゝ差し

まふま紀ゆさまりとこそ月のふくそうる長刀にくふつて〔1〕

熊の皮のつらぬきをはくきの姫くさそ重き時の落ち

めそとくれおもにし山わもさしてかりけり○無きの袖の

腹巻	袖付	甲緒	尻鞘矢

同巻に義人尻の乃移ろ

なおら坂まにも袖付くも甲のをしめにえつ矢ます

さうりいふもいふかしてり杖とつむ長刀を○しふゐつきけて

宿老なり先に三百〔立〕斗り〔人〕山口とのそのそとるれ

金作太刀	鍛の梃	此まで	斧

〔巻 忠信吉野山乃事〕同巻ニ判官忠信途

くさて備ましりを小〔い〕めも途なる〔そまきつろ〕太刀してすのからさ太刀から

岳六ふられよめそ人へくふくらか前りし斧のつかれ時太刀

のおこりにありけるなん是を以てさいこの軍せよとて
合作の太刀の二尺七寸ありけるにはゝきけんのさうそくしてさしそへ
ぶ忠も及ばざりしと承りしてなりけり ○太刀寸を
こしらへ侍れ義経よりおひたる二ふりつくりたるで義経も
義経の思ひし太刀也

小櫻威　白き鎧　山鳥羽矢　丸木弓　巻六 忠信究竟の兵
〇去年 文治元年 十一月十三日都を出て西国の方へ下り
しかし時都の名ごり惜しくて其の夜は鳥羽の邊に
一宿しはしの時もこゝちさらぬ(?)義経と

便りなく鎌倉にいかなるすまひかなとのみ
くちをしくてつかまつりし騎馬のあかりの騎抜けてまいり
つけたり ○ミツヲカ子ヲ今ハヒデヨカ子又ヒドウカ子ナド、イフハアヤマリナリ
鷲尾　巻七 近江の宿をたちて発向されし兼て神社に詣
の國へ向ふ、中略 はいのりける馬をもとめて上げたる馬にくら
くらおきて乘りてまいるまゝ百疋の馬のかしこくてや
の嗣百石ありける其の人の小姓に小袖一かさね給て乘せ
て三世の中しかるへからず ○抜出羽陸奥の
馬をひきて進みよりしに終年の間をそむきをいたり

しるして森光祝し基綱が國司陸奥守宗綱師綱
入道ハしろきまじなひにもたかくの金足しの羽きぬ布（金）
やうのものにしるしたり古文國史にも見え多し文
雖実不見さしかるべし

小桜威　卯花威　つぎのハ兄弟とも（巻八）しひの家に判
官いふの二節とめしてこころざしかと卯の花威の
鎧に二人のりたれけり○二人とハ清きのむね、
る子ともよしのよしのあり

大刀白（両）檀塗　逆沢瀉腹巻　白鹿毛骨矢　白木弓

（巻七）古傳房義經の討手にいそのあつまりし執三ち氣まちしめき
是ハ中略大討こそありし時のことなりさしなりとの旅
より家にて太刀をもつてひとつかみ一人ありしめぐれ
ものりとめのしてに中をとハ入て見んとしもしたり
もしをハ入そこれハ白のでくだの胴を切てもとれる
く同まで此の上十足ぞしく抜しも白木の弓もとれる
婦ともなを找く入そそれとる
弓手太刀打　同家にも執二あり弓手のかた打せし
婦くてせるへつとめんとをす

大てサカリ

馬の名所 同条に一首の心はむかしよりこの事の心を
きゝしるまて

黒糸縅 同条にくろいとの手おひなとしるへり
りんと対立せしも又あり○黒つはいか里
き胴の事也

伏縄目鎧 同条に南の方人に姉しかも見えの鎧
こきみわかりの一きは見えたり　いかにも古へより見えたり

馬のさんず 同条に太やかさりと作くいひいかも
とふ所の馬のさんずよいの見るところ掛く打二ところい

といふを洲そけり

上帯 同条に見えし鎧たる鎧の上帯と作くまて砥
てるものつ帯にも見え事よ○又云五郎をいはくの出雲見えて
あさ見えて上帯そかへ見えて余わる○軍中に一きとに
よいけとすりけ鳥にとて纏象にも用い見えずいかにもよ
川り川帯とりの時に上帯をと作くまへかろし

腹巻 同条にあえ人すなと其何なと其用なし
矢也仕差しと○此外廿四さしたる冊いさしたる也と
と云とある胡籙に矢也と差すと云ことも古き是に付て箙

[illegible]六尺し又三尺五六尺し

萎烏帽子　烏帽子掛

巻六 大将軍の事[illegible]

さしもなくてかんの[illegible]今[illegible]

もつて[illegible]いふなり[illegible]

小覆輪太刀

巻七 大津[illegible]の事[illegible]

おほきにてちさき[illegible]

もよく道[illegible]

ともに[illegible]おひの中[illegible]

二娘[illegible]のちかを[illegible]

後世袖付　手鉾　長刀

巻五 吉田[illegible]判官[illegible]

[illegible]袖付[illegible]

ある二長刀[illegible]三[illegible]

○手鉾[illegible]長刀[illegible]

小太刀

巻三 [illegible]中[illegible]人の[illegible]

[illegible]太刀[illegible]

[illegible]小太刀を[illegible]

○小太刀[illegible]人の[illegible]

打抜

巻七 [illegible]の[illegible]

こともあるべしと申侍るは矢をはなちひきさし太刀のつか
にてやうけすべしと也雖然のこととさしあらし
なしてやうてちかき所也ハ二字の時ハ打物とてもと
なんくはしちゆうさゆうにも相とてなん今とし思ひ侍る○
打物とハ太刀打刀なとしのきといふ年東物後まて打物の
さたやなとまてもしらるとみえたり

白旗 白箭

巻白旗頼朝義経對面の事ハ九郎殿で
らし浮嶋か原より見るに兵衛佐殿の陣中へ三町計り
引退て陣をとり馬息をやすめ佐殿

假名
実名

是をば読して党とらし祥白旗申しつくしきたりける
武者五六十騎ばかりうちかくハ佐をほろとしかあん弓矢東
信濃の人ハ木曽殿といふにとすれは甲斐の
殿ハ二陣なりけるを人々て假名実名をなのりあかれ
とて猪の源太郎ともに使へてつらぬきれ東の子孫にあま
されかたして兵衛の問にあらすと源太郎一騎すゝみ出
申けれハ是にまさるへしたゝけれハ源太郎八騎と頼みけなきて
也とはいひて假名実名をなのりけるハ我等の
それ中に小林に五十騎ばかり寄の

赤地の錦の直垂これは紫すそごの鎧の事なり金物を
きらめかし五枚甲に鍬形打たるかぶといかもの作りの太刀
矢おひ重藤の弓もちて黒き馬にのりて
しろく紫すそ濃の河原毛の馬に乗て
とのもちゐしれたるは
しらぬ近年奥州より向仕りてわかれける

赤地錦直垂	紫すそ濃鎧	裾金物	白星五枚甲	鍬形

古より有たり

萌黄直垂	紫糸鎧	三枚甲	赤くせい作の太刀	石打征

糸緋縅	二所藤弓	黒漆鞍置	黒漆太刀	椎木家枝楯

巻立忠信吉野山谷の合戦の事なり紺村濃の鎧着て
服とかして君の御為に世の中より其陣を
陸奥の国より出して
の鎧着て三枚甲の緒をしめ
石打の征矢の丹色さして
のかしら銀の蛭巻の太刀をはき
かちんの直垂に...

太刀を柁の木にて杖橘つゝを矢にてあそはしよをかける

白鞘巻 巻七 吉次の傳より笈さかされし東笈の中よりしろきさやまきを取出して 八大龍王に奉りしとて海へいれまゐらす

小長刀 巻六 判官南都へ忍ひ給ひし時 太刀ぬいて つかもちたりしろきはゝきかけて 御身はなさすもたりし ものゝ具切にて切たる刀小長刀をもちて おりしも切たり

白鞍 巻七 北國落の時上野國の一の宮にては 梶原か鞍ありし嬬子源ちかをつくして

ふくりげなる馬に金覆輪の鞍おきて二疋ひかせて 上洛せしに これは吉次か神馬とかすかなり

神馬 巻七 吉次か参りたり

補

ツルヘ矢 巻四住吉大物二ヶ所合戦之条

たすけ舟よりせいひやう小ひやうは弾へ くらあつるへ矢はいてゝはなちて中々

前ニ出タリ

門

道具 具足 巻七

かしの頭をとゝかし 是は山伏の面具とも ちこをとりたひあれはけさひの具足を持よしき具足のこといあきつらし 山伏は あらいこそ云は これまて道具と 具足と云 道具と云 俗は具足と云 器財を道具と云は佛語也 釈氏要覧中巻 道具 云 こゝにあり 新按今俗器物を道具といふは 濫觴此なりといへり

鎌倉年中行事抜書 享徳三年ノ記也 二階堂上野介秀長子息

縁塗烏帽子	金襴肩衣	鏁丹皮	滋藤弓	切府
征矢	中黒	逆頬箙	箙ノ上帯	公方様御發向

ノ条ニ公方様左折ノ御縁ヌリ金襴ノ御肩衣小袴御
小手御脛楯御騰當御丹皮鏁御ヒツジキ虎皮御鈒ハ
大食御腰物牛目貫仍御鈒役人被帯廣股寄何モヽ
御童代也御弓滋藤御征矢切府或中黒御箙逆頬御
上帯赤シ

総鞦 同条ニ御馬栗毛但依時宜御随意也御鞍同
御鐙同御総ハ御馬ニ疋ニ被掛其外召替御馬或三
疋或五疋

旗差 同条ニ御出ノ時御旗差中門御妻戸ノ前ニ
致伺候御旛仕立被申役人設樂御旗ヲ以テヿカリ
出御旗竿ノ蝉口ニ付テ申ス御旗差御幡ヲ奉請最
大御門ヨリヿカリ出馬ニノル其間ハ御旗ヲハ被
官人ニモタセ馬ニ乗テ後御旗ヲサス

力者 出長頭巾 同条ニ御力者或十人或八人又
ハ六人何モ出長頭巾トテ黒布ニテツクリテウシ

ロノ方ヲハ廣クシテ中一所ハカリトナタルヲカブリ白キ素袍ニ染タル小袴引敷ニテ太刀ヲハク

○出長頭巾ハ源平盛衰記ニハ首丁頭巾トアリ同物ナリ平家物語義経記等ニ土古ちやうときん又土古ちやうつきんとあり（平家ニハツキン義経ニハトキン）何王も判髪のものゝのらぬきのありカ者も髪を判るあり

馬鎧 同条ニ及合戰前ニ馬ヨロヒヲカクル事前ニ無之殊更供奉ノ時不可掛之総鞦ヲ可掛○合戰ニ臨テ馬ヨロヒヲカクルヲ云也

甲役御調度懸 同条ニイタチ河ニテ御小具足ニナル御甲ノ役御鎧ヲモ被着御弓征矢ヲハ御調度役帯之

小太刀 同条ニ御雜色何モ素袍小袴ニテノ小太刀一宛ハクハカリ也御馬廻ニハ御中居殿原（号御恪勤）面ヽ御劔ヲカツキ素袍小袴ヒツシキ小太刀一宛帯ミ數多御供申スナリ

鞍覆 附録ニ公方様御鞍覆ハ段子金襴也管領ノ鞍覆ハ兎羅綿同毛氈奉公ノ人ヽニハ播磨皮

緋鞦 同条ニ緋鞦ハ法躰ノ人懸也

ナシウチ烏帽子 同条ニ御社参ノ時辻固小侍所鎧直垂矢負弓ヲ持ナシウチ烏帽子廿騎赤橋ノツメ左右ノ置石ノ際ニ唐櫃ニ腰ヲカケ公方様御透之時ヲリテ畏ル

唐櫃ニ腰ヲ掛ル 右ニ見タリ

張鞍 葛切付 小泥障 白力革 紫鞦 同条ニ公方様御張鞍虎豹皮葛切付小泥障ナシ播磨皮ノ白キカ革金具ヲバツロ皮ニテクケル紫ノ鞦小泥障ヲ召レズ惣テ管領同奉公衆諸大名御全盛ノ時ハ葛切付播磨皮白力革金具色皮ニテクケラル張鞍ハ鞍覆カケテ牽事ナシ○張鞍ハ皮ヲ張附ル故別ニ鞍覆ヲカケヌ也

ウツボ 韝 両方 御社参ノ条ニ供奉ノ人ハ烏帽子直垂弓韝ニテ韝ヲ両方ニサシ引目ヲ弓ニトリ添髪立馬ノシト、ヽト歩ムニ乗ル

供奉ニ弓引目取添ル

髪立馬 右ニ見タリ

大食ノ太刀

廣服寄ノ太刀

牛目貫ノ腰物 前

ニ記ス重代ノモノ、由見エタリ

引副ノ馬 正月朔日公方様出御ノ条ニ御車寄ノ立砂ノ前ニ御馬御鞍ヲ置テ引立同引副ハ裸馬ナリ

○進上ノ馬ナリ

白鞍	白覆輪内白焼付	青貝鞍	黒鞍	金鞍

金鐙 正月五日ノ夜御行始ノ条ニ鞍ハ白鞍白覆輪内ハ白焼付青貝黒鞍何モ不苦鐙同前金鞍金鐙雖非御法公方様依被召之斟酌アル也○金鞍ハ金ノ鏡鞍也金鐙モ金ノ鏡鐙ヲ云也

鞦	手綱	腹帯	鞨(カワカケ)	タスケ

同条ニ鞦廣狭依馬ニ中形尤也手綱腹帯浅黄ノ外不可乗鞨タスケノ黒革ノ外不可用手綱ハ白キカ可然也又ハ打交モヨシ

○綱ハ白キハアシヽ共云也白青黒

引副馬 同条ニ御馬一疋御鞍置テ又引副テ一疋ハ裸馬也○進上ノ馬ナリ前ニモアリ

誕生蟇目鳴弦 若君姫御所御誕生ノ条ニ若君様ニテモ姫君ニテモ御誕生ノ時依御吉例里見名字被参御臍ノ緒ヲツキ被申其後鳴弦ノ役両人参リ

御前ニ壁一重ヘタテ令伺候御聲ノキコユル度毎
ニ弦打ヲ仕ヘシ両人番ニ廻テ可勤之晝夜ﾄﾓﾆ少
モ「不可」有油断御蟇目ノ役白縁ノ畳ヲ申出シテ方
角ヲ兼テ若君様御誕生ノ時者三ツ姫君御誕生ニ
ハ二ツ弦打可仕御蟇目ノ射様又心中ニ祈念中ノ
頌文哥矢取并御畳持若堂（党）両人ノ様躰等ノ事弓
日記ニ書之間「不及」重記

桑弓蓬矢 同条ニ典薬頭胎ヲ申出ニ従政所参（ル）推
揷（ニ）入テ若君御誕生ノ時ハ桑弓蓬矢ヲ一手ツヽヘ申

姫君御誕生ニハ御タヽウ紙ヲ一具添申テ絡（カラケ）テ置
申也

太刀 白打鮫 打海 梅花 正月五日ノ夜御行
初ノ条ニ三献ヌノ進上ハ御劔一振或ハ白打鮫或ハ
打海梅花白打鮫トハ銀ノ薄カ子ニ鮫ノコトクニ粒
ヲ打出シテ柄ニ掛ル也打海トハ青海波ヲ打出
シ梅花ト云モ打梅花ニテ（梅）花ノ形ヲナラヘテ打
出シタルヲ云ナルヘシ

銀劔ニ子 正月十七日御的ノ条ニ御的スギテ弓太郎

以下召レ銀鉤ヲ被レ下只ノ時拜領ノ様ニハアラス御鉤ヲ横ニモツテミ子ノ方ヲ王ハル人ノ方ヘナシ高ク持テ出ヘシ○右ノ外銀鉤所ヽニ見エタリ

犬追物

御犬追物被レ遊馬場殿之事外様ヘ被ニ御出方四町ニ御築地ヲツキ面ノ方ニ御門ヲ立クロ木ノ御所ヲ被レ造南向也大縄小縄ヲハ南ノ御築地ノ方ヘヨセテ置ルヽ也馬場殿ヲ誘支ハ本間海老名両ヽ被ニ御付間罷出テ誘之也御犬可レ被レ遊一両日前ニ奉公中ニ被ニ御付両人相談鎌倉中又至テ遠所ニ

脱文
△召寄可着御犬[illegible]
當日犬繋ツ喚烏目
一結ツヽ両人ニテ二結
致ニ下行ニ犬共ヲヒカ。
セテ若黨五人モ三
人モ犬ニ相添我ヨリ
サキニ馬場殿ヘ
参リ馬場殿ノ
西ノ方ニ犬共ヲ
維セテ

遣レ人維犬セテ△主人ノ出仕ヲ可ニ相待御相手拾貳騎両人（御手組トテ）元名字官途ヲ被ニ書分公方様ノ御相手ニハ御一家中其外ハ次第ノ不同也御犬可始時節御相手ノ人數先殿中ヘ参ル何モ射手裝束ニテ我所ヨリ馬ノ上ニテ弓引目ヲモチ馬ヨリヲリ弓蟇目持ナカラ殿中ヘモ可参也公方様馬場殿エ出御ノトキハ歩行ニテ御供可致仍公方様御門ノ内ヘ入御ノ後聽テ馬ニ乗テ可レ罄所ヲ見計ヒテ縄キハエ可打寄相搆テ公方様ノ御上手ニ不レ可レ罄但堅上意アラン

時ハ可罄申也大追物ノ射様法礼以下条々弓日記ニ記スノ間不及注御大スキテヽカリ帰ルトキモ殿中ニテ致御供其ハ以後可致帰宅也

弓袋 弓袋白練黄練菊トヂハ黒革ヲ可用

藤鞭 正月廿三日鶴岡御社参ノ条其跡ニ小舎人無文ノ褐地ノ直垂ヲ着藤鞭ヲ以テ笠ナドヲウクヌキヲワクカシコヽルモノ等ヲハ成敗ス

七間厩 七間ノ御厩ハ公方ノ御厩ニ限ル也管領其外ハ五間也

謙田弟子抜書

舞曲譜也　作者未詳

【角鐔】ゑんまうきしはへすかすてもしんか立さるれ（中略）
いつもまかさ候おもりし四尺三寸のつものつもみちよのつはと
二三寸くはろけはきしのまへしとかく今

【道具結直垂】【直垂括】【糸火威胴丸】【上帯】【延ミし刀】
【刀くいり紀刀】【角鐔打出】【太刀刀重佩】金王丸はなれ
ぬと君の御供とそやりけ（中略）は君へ一門と
いりまふしもくれるかいさつちの（へ）きるやしはたけ給へものしの
ミしくれは四方のくもりをまもりしとよそさをいとミかとし

おとしやるてきいこの時しりしやくそこきらことうてくミつ
ゑもくくさすりかりふさんくと御覧して上帯ちやくし
色めかしてて刀ハ二尺まししさんえひろ刀くいり紀刀四尺三寸の
りくつもみ打ものゝ三尺八寸の太刀をそえ源まもてくゆふ四尺
八寸のなき刀をいりき杖ちつかへ出ちけれの御家をあり〇都の
くれるのきミちりへとハ紅の小袖の上をかくせきのミ

【紅の括】古き上帯より紺直垂ゆう袖のてまし襟もと
のすそくくりを合くはりすり

大弓
張替
追手櫓

志田草子抜書　作者未詳

矢櫃　大夫も悪源太夫上帯もし抜きりはとりすまし

ゆ大弓を取出しあまりのあきけるを矢ひつ二ならへ

皆手の者ともふかたしもうけれはりけり

矢ビツハ義経記ニモアリ

龍頭兜　鬼形小手　白檀磨脇楯　紫皮揉裾　師

子牡丹縅楯　緋火威鎧　上帯　護徽（徹）　打刀赤銅作

太刀二尺護田鳥尾矢　同毛五枚甲　白綾母衣　籐弓

鍋実脛　金覆輪鞍　悪源太郎けふ出立の見え芜

都と思ふいまつゝゐすゝ記されはありけりすつゝくさう

れて論にえんかうはなすけあて縫の皮のさくびなかね

まく廊りつ手をとりおくちたるに此人ごぶり志てすか

ええのそいたくし奈おとしの護の三引時とかやとい

ゆうし元て論やてくさすりありふさアくとさ前く

上背ちやうとし色九寸五分のかろいとやしとめてみ

まおくさいけりり二尺八寸のもち力や十文字まさ居まく

三尺八寸ましひし赤銅作の太刀をいく年十二さいてある

すけ

すゐしをちやうふとうてつけ同毛の五枚甲き猪形打く

株そとくし象牙の[illegible]を前とかけぬりと[illegible]の尺八り

世々のを比つらけさせ生年ふさりよこ三十三のきて陣し

け七三八よの尚ムさしきさん帰さんのそくかりをせん

杖ますうり四りとのり城のまさくて二ますとすゐ

膝護	脾当	脇楯護	菱楊棒

女房是に入く

子共ら軍なりしわきふうしろつ来してとさきをそくづけ

きぬをさうとおろをかさてこいむしや生三さりくれなしなもや

しかふ論さかんひとす祢あてしうえ坂ふ予ひのよろいを

角けるか上をかうはふすへ大丈夫二つのくしつけよれらさ

志ばしくをとそこうそらりけ

一枚更の大荒目　忍びし刀　頸捲刀　長刀

中くらゐなる

すとをんくおりいたしまいらへつ川とつり一まいさねの大荒目

袖さかとひとかしとすてとこまりかけ忍び刀そしら

頸刀三尺しすくてゐてさいさりそれぞの日さしにのゝか操ふ

とちの打さるあしなきの四尺八寸つかとなしえたいゝ三尺五寸

三尺しへ引えりし袖とのへつけさり今ちつと興え長し

てきりうすやとをんと二尺すりてしさけ頸つと

袖ちきりるけすてにまいひく頸つくえんとはつて

まく袖中とうちくちうなつしく

簇刀　録同業子亭館

南朝紀伝抜書　作者未詳

【首母衣也ム】【帷輪】【ヨツ作りの太刀】巻之四南朝元中八年（小胡川殿二年）十二月晦日の条に[illegible]札[illegible]書氏清首は母衣につゝみ（一本ニ嚢ニツヽミトアリ非ナルヘシ嚢ニ八入トヱフヘシ）杉の木にくゝる実検の後人細川右馬頭頼之首のしるしに[illegible]作りの太刀をとく

○貞丈按ずるに作もり[illegible]作とハ銀作のことなり[illegible]作は名作の誤なるべし白の字を白とあやまり又作字を[illegible]とらへしくへかるべし

【錦の御旗】同巻同年十二月十日の条に山名[illegible]南朝より給はりし錦の御旗[illegible]南帝[illegible]

補[illegible]其のしるしに錦の御旗をさしあげし

【旗銘の書】巻之五永享十年九月の条に将軍[illegible]請御教書をなしくだされ

上杉中務大輔持房を大将として持氏退治の[illegible]東へつかはす帝より御旗を下し[illegible]

進発す御旗の御銘に曰

千振海中雲之幡之手仁東之塵於拂不秋風（チハヤフル ヤヱタツクモノ ハタノ テニ アツマノ チリヲ ハラフ アキカセ）

後に上杉[illegible]天子の御旗と云ふはこれ也

【綾切太刀】巻之五嘉吉元年二月廿三日の条に将軍[illegible]

参宮大雨障にのけあり　先輿に参らる奴　鎗挟箱持　ある
ありてとかめられす

よろい旗　巻五康正三年の条に　畠山政長将軍より
命せられし同義就兵を催し河内国にむかい　黄旗
まかいて合戦　政長義就一面によりて旗の色（色）同し
敵味方見わけかたし　これよ（又）り政長はかりをつくること　赤旗
のはしりなりとそ見えたり

諂道の奴　巻口應永廿一年十一月の条に　同廿七日持氏
對面し諂ひたりしに奴を持（満）出されけり

賀礼に太刀を献す　巻五文安五年春正月十日大名
以下御所に参り賀として太刀を献す　南方退治の義より
其例となりしや　〇是より常にも賀礼賀礼に太刀を献する事
見ゆ也

つれづれ草抜書　兼好法師作

靫　二百三段　勅勘の所に靫かくる作法今はたえてしれる人なし　主上の御悩大方世中のさわがしき時は五条の天神に靫をかけらる　鞍馬にゆぎの明神といふも靫かけられたりける神なり　看督長のおひたる靫をその家にかけられぬれば人出入らず　此事たえてのち今の世には封をつくる事になりにけり

もろ矢　九拾二段　ある人弓いる事をならふにもろ矢をたばさみて的にむかふ　師のいはく初心の人二の矢をもつ事なかれ　後の矢をたのみてはじめの矢になほざりの心あり　毎度たゞ得失なく此一矢に定べしと思へといふ

乗馬用意　百八十六段　吉田と申馬のりの申侍しは　馬ごとにこはき物なり　人の力あらそふべからずとしるべし　のるべき馬をばまづよく見て　つよき所よはき所をしるべし　次に轡鞍の具にあやうき事やあると見て　心にかゝる事あらばその馬をはすべからず　此用意をわすれざるを馬のりとは申なり　これ秘蔵の事なりと申き

昼御座御剣　百七十八段　或所のさぶらひども内侍所

の御神楽ハさんと人よりもさて宝剱をもその人ハおお
とるがもといふハきこえてうちかの女郎のうちに別殿の世
ハ晝御座の御剱ともをおさめしのじきのふひ有し
也ふくかりきこその人婦のは典侍（ナイシノスケ）なりけるとかや

二百廿五段

左右巻 多久資が申けるハ通憲入道舞の手の中に
興ある事どもをえらびていその禅師といひける女に教へて
まはせけり白き水干にさうまきをささせえぼし
をひき入れたりけれハおとこまひとぞいひける ○さうまきハさやまき也特沢なり
鞘巻なりその詞も仰て左右の字をかき用まし

建武二年記抜書　作者未詳

護法衣　武者所輩可着絹綾之事、上略 護法衣蜀錦紅具

綾・金紗・金襴・紅紫之類・卸之、然国ニ附不可着用

金銀装束太刀刀鞘　同衆之金銀装束太刀刀鞘卸之、思尉

唐皮尻鞘　切付　同衆之唐皮尻鞘切付尉ゟ同衆

緒鞦　同衆之緒鞦不可常用卸之、然国ニ附正員ニ々人

外停止之〇以上建武元年十月七日南朝之制也

ヲホカタナ　去年八月二條河原落書之中之説

太刀ヨリ大ニコシラフエテ前サカリニゾサシホラス

笠懸日記　建武元年十月十日於小山殿有御笠懸射手

小笠原信濃守　貞宗　○丶○○丶丶丶丶○　六

武田石和三郎　政義　○丶丶丶丶丶丶○丶　八

秋山孫四郎　光助　○丶丶丶丶丶丶○丶　八

小笠原孫二郎　長候　丶丶丶丶丶丶丶丶丶丶　十

同二郎四郎　宣貞　○丶○丶○○○丶丶丶　五

佐々木隠岐太郎判官　高貞　○丶○丶○○○丶丶丶　五

同備中前司　時重　丶○○○丶○丶丶丶　六

古氏判左衛門尉　通増　○丶丶丶丶丶丶丶丶　九

海田三郎　仲高、、、、、、、、十

安房常刀左衛尉　通村、、〇〇〇、〇〇、、ヒ

〇貞丈云、アタリナリ〇ハズレナリ

犬追物　小笠懸　二條河原落書ノ条ニ弓モ引エヌ

犬追物落馬矢数ニマサリケリ誰ヲ師匠トナケレドモ

遍ハヤル小笠懸事新シキ風情ナリ

国立公文書館
National Archives of Japan